

## 廃止・休止・再開届について

居宅介護支援事業者の指定を受けた後、事業所を休止又は廃止しようとする場合や、休止後、再開した場合は、下記のとおり、届出を行う必要があります。

| 届出が必要となる場合                | 届出様式                   | 添付書類等           | 提出期限                    |
|---------------------------|------------------------|-----------------|-------------------------|
| 事業所を「 <u>廃止</u> 」しようとする場合 | 「廃止・休止届出書」<br>様式第二号（三） | 利用者の引継ぎ状況がわかる書類 | 事業を廃止する日の <u>1月前</u> まで |
| 事業所を「 <u>休止</u> 」しようとする場合 |                        |                 | 事業を休止する日の <u>1月前</u> まで |
| 事業所を「 <u>再開</u> 」した場合     | 「再開届出書」<br>様式第二号（五）    | 下記①～③のとおり       | 事業を再開した日から <u>10日以内</u> |

- ①「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」（＝③変更届の添付書類に含まれている場合は不要）
- ②「従業員の資格を証する書類」（＝③変更届の添付書類に含まれている場合は不要）
- ③「変更届」及びその添付書類 ※再開に伴い、変更事項（例：管理者、介護支援専門員、運営規程等の変更など）。（変更届として提出すべき内容の変更があった場合のみ）

※ 休止中の事業所は、指定更新を受けることができません。更新時期までに事業を再開したうえで更新の手続きを行うか、事業を廃止するか、のいずれかを行う必要があります。

### (1) 更新する場合

- 更新時期までに事業を再開（再開届の提出）したうえで、更新の手続きを行ってください。
- 事業を再開する場合は、人員及び運営基準を満たす必要があります。

### (2) 更新しない場合

- 人員及び運営基準を満たせない場合は更新できません。
- 更新しない場合は事業の廃止届を提出してください。

（なお、廃止後、人員、運営基準を満たし再度事業を行う場合は、新規指定の申請手続きが必要です。）